

社会福祉法人三光事業団 役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三光事業団（以下「法人」という）定款第9条及び第24条の規定に基づき、評議員、役員及び監事並びに外部委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において役員とは、理事及び監事をいう。

- 2 この規程において外部委員とは、法人が設置する委員会の委員をいう。
- 3 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- 4 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- 2 常勤役員については、報酬を支給する。
- 3 非常勤役員等については、評議員会、理事会、監事監査、行政庁監査又は研修会、当法人が設置する委員会（以下「会議等」という）への出席及び職務執行の対価として、報酬を支給する。
- 4 前項の規定にかかわらず、当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬の額の決定)

第4条 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。

- 2 理事には、各年度の総額が10,000,000円を超えない範囲で、報酬を支給する。
- 3 監事には、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で、報酬を支給する。
- 4 常勤役員の報酬の額は別表第1に定めるとおりとする。
- 5 非常勤役員等の報酬の額は別表第2に定めるとおりとする。

(費用)

第5条 役員等への費用は、別表第3に定めるとおりとする。但し、常勤役員で職員としての立場を有する者に対しては、会議等への出席に係る費用は支給しない。

- 2 役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員に対する報酬の支給は毎月25日とする。ただしその日が休日にあたる場合は、前日に繰り上げて支払う。

- 2 非常勤役員等の報酬は、当該会議等に出席した都度、支給する。

- 3 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬は、法令の定めるところにより、控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めることとする。

附 則 この規程は、2017年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、2023年6月23日から施行し、2023年4月1日から適用する。

2020年 3月25日 改正

2020年 6月19日 改正

2023年 6月23日 改正

別表1 常勤役員の報酬の額（第4条第4項）

役 職 名	報 酬 の 額
理 事 長	月 額 500,000円
常務理事（業務執行理事）	月 額 450,000円
理 事	月 額 400,000円

別表2 非常勤役員等の報酬の額（第4条第5項）

名 称	報酬の額（税引き後）
理事会	8,000円
評議員会	8,000円
監事監査	18,000円
評議員選任・解任委員会	8,000円
第三者委員会	8,000円
懲戒委員会	8,000円
入札立ち合い	6,000円
その他法人にかかわる業務	半日 8,000円
	1日 16,000円

別表3 費用（第5条第1項）

事 項	費 用 弁 償 額
会議等への出席	自宅から会議等開催場所への公共交通機関 運賃実費額
出張	旅費規定に定める額
上記のほか、職務執行に必要な経費 （研修会出席者負担金、資料代等）	職務執行に必要な額